

# インドネシア商工会議所との連携による愛媛県企業とインドネシア企業との ビジネスマッチング支援事業に係るサポート業務仕様書

## 1 委託業務の実施

愛媛県（以下「委託者」という。）が実施する「インドネシア商工会議所との連携による愛媛県企業とインドネシア企業とのビジネスマッチング支援事業に係るサポート業務」（以下「委託業務」という。）の実施について、受託者は本仕様書により委託業務を実施するものとする。

## 2 実施目的

県内企業のインドネシアにおける販路開拓の重層的な支援体制構築に向け、令和5年1月にインドネシア最大の商工団体である「インドネシア商工会議所」（以下「KADIN」という。）と愛媛県及び愛媛県商工会議所連合会の3者で、「経済交流に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結したところである。

覚書に基づき、県内企業とKADIN会員企業（以下「会員企業」という。）とのビジネスマッチング商談会並びに会員企業等との交流などを実施することとしており、本委託業務を実施することにより、県内企業等と会員企業等との連携の円滑化や実効性向上を図り、以て県内企業のインドネシアにおける事業展開を促進する。

## 3 委託実施団体

インドネシアにおけるビジネスマッチングの実績を有し、現地事務所を有するなど、日常のかつタイムリーに県内企業の支援等を実施できる事業者であり、かつ幅広い知識とノウハウを有する事業者へ委託し実施することとする。

## 4 委託業務の期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

## 5 委託業務の内容

### （1）業務拠点及び相談体制の整備

KADIN が所在するジャカルタに支援拠点（1ヶ所）を設置し、委託者及び県内企業等からの相談にあたり、シームレスな相談・支援体制を整備すること。

また、日本国内においても連絡窓口担当者を配置すること。

なお、支援拠点における営業日、営業時間は受託者の営業日及び営業時間と同等とし、日本語での問合せに対応できるようにすること。

### （2）実施業務

#### ① KADIN 会員企業と県内企業のビジネスマッチング支援

（ア）会員企業との商談に向け、KADIN に提出する県内企業の資料作成支援、翻訳

（イ）会員企業と県内企業とのマッチングの事前調整

（ウ）商談時の同行訪問や Web 商談時の同席によるサポート（通訳）

- (エ) 商談後のフォローアップ
- (オ) 上記業務に係る必要に応じた面談（Web面談含む）等

② KADIN と連携して行うセミナーや商談会等の実施支援（ジャカルタ）

- (ア) 資料等の作成サポート、アドバイス
- (イ) 会場での同席による通訳支援
- (ウ) 参加企業への県内企業の製品等の情報提供、ヒアリングによる情報収集及びフィードバック

③ その他

- (ア) 業務運営全般に係る県及び県内企業等との連絡調整及び会議の実施
- (イ) 現地の各種調査、情報提供
- (ウ) 県内企業の相談対応、コンサルティング、アドバイス、フォローアップ

(3) 委託業務における県内企業費用負担

本事業における愛媛県企業の費用負担は原則無料とする。ただし、以下の経費等は、愛媛県企業の負担とする。

- ① 愛媛県企業の渡航費、交通費、宿泊費等
- ② 商談等にかかる費用（会場費、飲食代等）
- ③ 愛媛県企業側からの通信費（電話、ファックス等）
- ④ 愛媛県企業がインドネシアに送付する製品、サンプル、試作品等の輸送費等
- ⑤ 県が委託する現地コンサル等と愛媛県企業が直接契約する場合に発生する経費

(4) 対象外とする業務

- ① 契約書類等の作成
- ② 外遊的な海外活動、具体的ビジネスを伴わない依頼
- ③ 違法及び公序良俗に反すると判断される業務など

※① 契約書類等の作成の業務について明言、専門家等を紹介することは可能とする。

※ 対象外の業務等について、③を除き受託者が利用者と直接契約を結ぶことは防げない。

(5) その他委託事業に係ること

その他本事業に関連し、必要と認められる事務を行うこと。

## 5 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、県と密接な連絡を行うとともに、業務を実施する上で疑義が生じた場合には、速やかに県と協議すること。
- (2) 企業の各種情報の秘密保持には最大限配慮すること。
- (3) 十分な知識と経験を有した者で業務を遂行することとし、予め受託者で必要な体制を整えること。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己

の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、県と協議の上、その一部を再委託することができる。
- (6) 県内企業の商談実績等の経過把握に努めること。

## 6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議のうえ、定めることとする。